

Let's 婚活♪



新発田市・胎内市・聖籠町  
定住自立圏婚活支援

新発田市・聖籠町にも  
同様の登録料補助があります  
新発田市・聖籠町に住居登録がある方は  
各市にお問い合わせください

## 胎内市「ハートマッチにいがた」入会登録料補助金

新潟県婚活マッチングシステム

「ハートマッチにいがた」の登録料の  
自己負担額の**2分の1(半額)**を補助します



### 補助対象者

以下の条件をすべて満たす方

- ①当年度の4月1日以降に「ハートマッチにいがた」に入会登録をした方
- ②入会登録時に、胎内市に住居登録している方
- ③過去にこの制度の補助金を受けたことがない方

### 必要書類

以下の書類をそろえて提出してください

- ①申請書(胎内市指定の様式)  
※申請書は胎内市ホームページよりダウンロードできます
- ②入会登録料を支払ったことが分かる領収書等の写し
- ③「ハートマッチにいがた」の会員証の写し
- ④申請者名義の振込口座が分かる書類の写し

提出先:胎内市役所 総合政策課 企画政策係(3階)

### 補助金額

※通常登録料の場合  
(2年間・税込み)

- ◆29歳以下 9,000円支払  
→**4,500円補助**
- ◆30歳以上 11,000円支払  
→**5,500円補助**

### お問い合わせ

胎内市役所  
総合政策課 企画政策係  
☎0254-43-6111(代表)  
✉kikaku@city.tainai.lg.jp  
〒957-2693 新潟県胎内市新和町2番10号  
<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/konkatsu/heartmatch.html>



## 注意事項

・申請は、当年度の4月1日以降に「“ハートマッチ”にいがた」に入会登録された方のみ受け付けます。

・申請期限は、当該年度の年度末までです。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに登録手続き(入会登録料の支払い)を行った場合

→入会登録料補助金の申請期限:令和8年3月31日まで

・キャンペーン等により入会登録料に変動があった場合は、実際の自己負担費用の1/2を補助します。(100円未満切り捨て。)

・1人につき1回限りの交付となります。

※再登録の方も過去に申請したことがない場合は申請可能です。

## 「“ハートマッチ”にいがた」とは

「“ハートマッチ”にいがた」は、新潟県が導入した1対1の出会いをサポートする会員制の婚活マッチングシステムです。

ご自身のプロフィール情報を登録後、お相手情報を閲覧して会ってみたいお相手を探します。お引き合わせ申込み成立後、マッチングサポーターが同席のうえ個別にお引き合わせします。

「“ハートマッチ”にいがた」の詳しい内容や登録のお手続きについては、事業を運営する「にいがた出会いサポートセンター」のウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ

にいがた出会いサポートセンター

☎ 025-384-4151

✉ heartmatch.niigata@sky.plala.or.jp

HP <https://www.msc-niigata.jp/matching/>



お問い合わせ時間 月/水/第2・第4・第5木(11:00~19:00)

土 (10:00~20:00)

日/祝(10:00~18:00)

定休日(毎週火・金/第1・第3木/年末年始)